

## 経過的特別支給金の支給について (委員長メモを踏まえた最終案)

### 対象期間

平成 22 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに労災年金等の支給事由が発生したもの。  
その後の取扱いは、給付実績等をみた上で、改めて検討する。

### 対象者

労災保険法の規定による年金（障害・遺族）や一時金（障害・遺族）を受ける者。

ただし、

- 災害発生前 1 年間に於いて賞与が支給されている者
- 労災保険の給付基礎日額を船員保険の標準報酬月額に換算した等級が 1 等級以上高くなる者については、支給しない。

### 支給額

経過的特別支給金は、次の金額を一時金として支給する。

労災保険の年金受給者 … 年金額（法定給付）の 1 年分（8% × 12.5 年）

労災保険の一時金受給者 … 一時金額（法定給付）× 8%

# 経過的特別支給金の支給について

(委員長メモを踏まえた最終案)

## 対象期間

平成22年1月1日から平成~~25~~<sup>27</sup>年3月31日までに労災年金等の支給事由が発生したもの。  
その後の取扱いは、給付実績等をみた上で、改めて検討する。

## 対象者

労災保険法の規定による年金（障害・遺族）や一時金（障害・遺族）を受ける者。

ただし、

- 災害発生前1年間において賞与が支給されている者
- 労災保険の給付基礎日額を船員保険の標準報酬月額に換算した等級が1等級以上高くなる者については、支給しない。

## 支給額

経過的特別支給金は、次の金額を一時金として支給する。 <sup>の1年分（8%×12.5年）</sup>

労災保険の年金受給者 … 年金額（法定給付）×~~8%×5年分~~<sup>(注)</sup>

労災保険の一時金受給者 … 一時金額（法定給付）×8%

(注)障害(遺族)年金差額一時金（年金受給者が早期に失権した場合に一定額を支給するもの）の補償年数の平均的水準

・~~障害年金〔1級〕4.6年～〔7級〕5.7年~~

・~~遺族年金〔子無〕6.5年、〔子1人〕5.5年、〔子2人〕3.4年~~